



鳥取県公報

平成 28 年 8 月 16 日 (火)
第 8 8 2 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 保安林の指定の解除予定 (532) (森林づくり推進課) 2
- ◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集 (34) 2
- ◇ 公 告 採石業務管理者試験の実施 (治山砂防課) 2

告 示

鳥取県告示第532号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年8月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第34号

平成28年第8回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成28年8月16日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

1 日時 平成28年8月23日（火） 午後4時

2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会室

3 議題

（1）政治団体関係者研修会の開催について

（2）その他

公 告

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定に基づき、第45回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成28年8月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の日時及び場所

（1）試験の日時 平成28年10月14日（金）午前10時から

（2）試験の場所 鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第二庁舎4階第28会議室及び第32会議室

2 試験科目及び試験時間

試験科目	試験時間
ア 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。） イ 岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項	2時間

3 受験申込手続

受験願書（写真（縦 4 センチメートル×横 3 センチメートルのカラー写真（コピーは不可とする。以下「カラー写真」という。）とし、出願前 6 月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものを添付すること。）及び受験票（カラー写真を貼り付けること。）を、平成 28 年 8 月 19 日（金）から同年 9 月 16 日（金）までの各日（日曜日及び土曜日を除く。）に県土整備部治山砂防課、各県土整備事務所又は各総合事務所県土整備局に提出すること。

なお、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する場合は、平成 28 年 9 月 16 日（金）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付けるものとし、受験票には宛先を記入し 52 円切手を貼り付けること。

また、受験願書及び受験票は、県土整備部治山砂防課、各県土整備事務所及び各総合事務所県土整備局に備え付けてある所定の用紙を使用しなければならない。

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 8,000 円

(2) 納付方法

(1) に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

5 合格者の発表等

合格者の発表日等については、試験の当日に試験会場において案内する。

6 その他

(1) 受験願書及び受験票を提出した者には、受験票に受付印を押印し、受験番号を記載して交付又は返送をする。

(2) 受験についての詳細は、次に問い合わせること。

県土整備部治山砂防課（電話 0857-26-7384）

鳥取県土整備事務所（電話 0857-20-3641）

八頭県土整備事務所（電話 0858-72-3857）

中部総合事務所県土整備局（電話 0858-23-3217）

西部総合事務所米子県土整備局（電話 0859-31-9712）

西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局（電話 0859-72-2047）